

日本幼稚園
協会主催

遊 戲 講 習 會

一、期 日 昭和六年七月二十三日より二十六日まで四日間毎日午後一時より同四時まで

二、場 所 東京女子高等師範學校

三、講 師 四、會 費 金 二 圓

東京女子高等師範學校助教授 三浦ヒロ氏
東京府立第六高等女學校教諭 戸倉ハル氏

講習希望者は住所、職、氏名を詳記し来る七月十五日までに本會宛御申込下さい。會費は日本幼稚園協會振替口座東京一七二六六番にて御拂込下さい。

五、申込手續

(一) 講習者は簡単なる體操服を御用意下さい。

(二) 七月二十二日より同二十七まで毎日午前中文部省主催の保育講習會が同じく東京女子高等師範學校に於て開催せらるゝ筈であります。本會主催遊戲講習會はその午後に於て同じ場所に開催致すのであります。此二つの講習會は主催が別であります。よつて、文部省の講習の方は夫々府縣に申込まれて其の許可を得られるのであり、本會の講習の方は直接本會宛申込み願ふのであります、兩者を混同せられぬよう御注意下さい。

東京女子高等師範學校附屬幼稚園內
日本幼稚園協會



日本幼稚園協会編輯會の幼兒教育

主會

長幹

東京女子高等師範學校
附屬幼稚園主事

吉岡鄉惣三
倉橋惣二

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ル
チ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ
關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ

トス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五
錢ヲ輸出スヘシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業
ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員
トナスコトアルベシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會
ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力チ與ヘラル、モノニ
請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場
合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、幼兒教育ニ關スル研究及ビ調査
開催

一、雜誌發行（毎月一回）

一、幼稚園講演會及ビ講習會ノ

一、幼稚園講演會及ビ講習會ノ

一、幼稚園講演會及ビ講習會ノ

トテ得ズ

一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
一、保育就職及招聘ニ關スル仲介
事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長一名 倉橋惣二
主幹一名 倉橋惣二
會務ヲ總理ス

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノト
幹事 若干名 分掌ス
評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長
ノ諮詢ニ應ズ

第十一條 主幹 幹事 評議員ハニヶ年ヲ期
シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ
又ハ書記ヲ置ク

第十三條 本規則ハ總會出席員會ノ三分ノ二
以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコ